# 意思表示の瑕疵（錯誤・基礎事情の錯誤）

©甲斐行政書士事務所

## 1　はじめに

（錯誤）

**第 95 条　意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。**

一　意思表示に対応する意思を欠く錯誤

**二　表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤**

**２　前項第２号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。**

３　錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第１項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一　相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二　相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

４　第１項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

効果意思と表示行為に不一致はないため、意思の不存在の錯誤（９５条１項１号）には当たらないが、意思表示をするに至った動機に錯誤があることをいう。

甲土地付近に駅新設の情報を得て、甲土地の価値が上昇することを期待して、甲土地を購入する意思表示をしたところ、駅新設の情報が虚偽であった場合など。

効果意思→甲土地を買いたい。

表示行為→甲土地を買いたい。　　一致している。

## 2　要件・効果

# 意思表示の瑕疵（錯誤・基礎事情の錯誤）

©甲斐行政書士事務所

意思表示は、表意者が他人と法律関係を形成するための手段であり、他人の法律関係に影響を及ぼすから、その意思表示の効力は、他人の利益に考慮して定められなければならない。

意思表示が「表意者が法律行為の基礎とした事情についてその認識が真実に反する錯誤」に基づくものであるときは、９５条１項柱書の主観的因果関係・客観的重要性の要件に加えて、「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示」（９５条２項）さていたことが**要件**である。

その要件を充足することで、その意思表示を取り消すことができる**効果**が発生する。

（１）基礎事情の表示

動機の表示は、明示に限らず、黙示的なものでも足りる（最判平成元.9.14)。

→駅新設され甲土地の価値が上がるから購入する。

駅新設の事情が、甲土地購入の【前提】となり表示され、相手方が異議を唱えず契約成立したときは、相手方は、その駅新設の事情の存在が、当該契約の【前提】＝効力原因であることを受け入れて契約していると評価できる。

（２）基礎事情の法律行為の内容化（内容化重視説）

動機の誤りによる不利益は、本来、表意者が負担すべきものである。その不利益を相手方に引き受けさせるためには、表意者の一方的な動機の表示では足りず、動機が法律行為の内容となることについて、相手方の了解が必要になる。

当該事情のもとで、表示された動機（駅新設されるから甲土地購入）がなければ、その意思表示がその内容（価格）でされることはないことを、相手方において受け入れなければならなかったか否かの判断

「動機は、たとえそれが表示されても、当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容とされたものと認められない限り、表意者の意思表示に要素の錯誤はない」（最判平28.1.12）

↓

一般的に現在の９５条２項が承継したといわれている（議論はある）。

# 意思表示の瑕疵（錯誤・基礎事情の錯誤）

©甲斐行政書士事務所

↓

動機の「表示」+「表示」が相手方にも了解されて合意形成されることで「法律行為の内容」となっている必要がある→少し特殊な解釈

## ３　錯誤取消と第三者（９５条４項）

錯誤取消しをした表意者は、軽率であるという非難を免れないため、相手方との関係では保護されるとしても、その意思表示に基づく法律行為を前提として利害関係を有するに至ったものがあるときは、取引安全のためその者を遡及的無効（１２１条）から保護する必要がある。

善意→意思表示が錯誤に基づきされたことを知らない。

無過失→上記知らないことに不注意が無い。

第三者→当事者及び包括承継人以外の者で、錯誤による意思表示により形成された法律関係を基礎として、錯誤取消前に新たに法律上の利害関係に入った者

## ４　錯誤取消ができない場合とその例外

錯誤要件を満たしても表意者重過失の場合は、相手方の信頼を害してまで表意者を保護する必要がないため、取消不可（９５条３項但書）

しかし、重過失の場合でも、相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大過失で知らなかったとき（９５条３項１号）

OR

相手方が表意者と同一錯誤に陥っていたとき（９５条３項２号）は取消可能

以上